

北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）

I 条例制定の背景及び目的

いじめは、決して許されないことであるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、全ての学校において、いじめの未然防止や早期発見・早期解消（以下「いじめの防止等」という。）に努めているところ。

しかしながら、いじめが背景事情として認められる子どもの自殺事案が全国的に発生していることや、道内においても、いじめの認知件数が年間3,000件を超えてのことなど、極めて憂慮すべき状況が続いている。

このため、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の内容及び「北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での議論等を踏まえ、本道におけるいじめの根絶に向けた社会全体の機運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進めることを目的に、北海道子どものいじめ防止に関する条例（仮称）を制定することとする。

II 条文化に当たっての基本的な方針

道の施策の成果や課題、検討委員会での議論、法の趣旨・内容等を踏まえ、次のような規定を整備する。

- ① 法で道に義務が課せられている事項を適切に実施するための規定
- ② 法で道に努力義務が課せられている事項を確実かつ適切に実施するための規定
- ③ 本道のいじめ防止等の対策の成果や課題を踏まえた独自の規定
- ④ 本道のいじめ防止等の対策に係る重要事項や、法で市町村や市町村が設置する学校に義務又は努力義務が課せられている事項等が、地域の実態に応じて適切に実施されるよう、道の指導、助言又は援助に関する規定

III 条文に盛り込むべき事項

*下線部は、道独自の条文

1 総則

(1) 目的

- ① いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進すること。
- ② 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくること。
- ③ 児童生徒の尊厳を保持すること。

(2) 用語の定義

- ① 「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
- ② 「学校」とは、道内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- ③ 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒
- ④ 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

(3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- ① いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすること。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

- ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- ④ いじめは決して許されないことであるが、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得ることから、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。

(4) いじめの禁止（子どもの役割）

児童生徒は、いじめを行ってはならないこと。

(5) 関係者の責務や役割

- ① 道の責務
いじめの防止等のための施策を策定し、実施すること。
- ② 学校の設置者の責務
設置する学校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずること。
- ③ 学校及び学校の教職員の責務
 - ・児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むこと。
 - ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処すること。【波線部：衆議院附帯決議】
- ④ 保護者の責務
 - ・子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努めること。
 - ・子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護すること。
 - ・学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。
- ⑤ 道民の役割
 - ・地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努めること。
 - ・いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に通報するよう努めること。

(6) 学校法人、国立大学法人及び学校設置会社との連携等

道は、学校法人、国立大学法人及び学校設置会社に対し、法及びこの条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について必要な要請を行うこと。

(7) 国との連携等

道は、いじめの防止等のための対策の推進に関する必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請すること。

2 いじめ防止基本方針等

(1) いじめ防止基本方針

- ① 道は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めること。【努力規定→義務規定】
- ② 道は、いじめ防止基本方針を定めるに当たり、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずること。
- ③ 道は、いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく公表すること。
- ④ 道が設置する学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めること。
- ⑤ 道が設置する学校は、いじめ防止基本方針を保護者や地域住民へ遅滞なく公表し、理解と協力を得るよう努めること。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

- ① 道は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、第三者の参画を得つつ、いじめ問題対策連絡協議会を設置すること。【努力規定→義務規定】
- ② 道は、いじめ問題対策連絡協議会と市町村教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずること。

3 基本的施策

(1) 道が設置する学校におけるいじめの防止

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進すること。
- ② いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進すること。
- ③ 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行うこと。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 道は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用及び児童生徒への面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずること。【波線部：参議院附帯決議】
- ② 道は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずること。
- ③ 道及びその設置する学校は、いじめに係る相談体制を整備すること。
- ④ 道及びその設置する学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた児童生徒の権利等が擁護されるよう配慮すること。

(3) 関係機関等との連携等

道は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備を図ること。【努力規定→義務規定】

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ① 道は、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずること。
- ② 道が設置する学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うこと。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 道及びその設置する学校は、インターネットを通じて行われるいじめに対処するための啓発活動を行うこと。
- ② 道は、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努めること。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

道は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及すること。

(7) 啓発活動

道は、いじめの防止や相談制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

(8) 財政上の措置等

道は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めること。

4 いじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

道が設置する学校は、教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこと。

(2) いじめに対する措置

- ① 児童生徒からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとること。
- ② 道が設置する学校は、いじめの通報を受けたときなど児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を道に報告し、道は必要な措置を行うこと。
- ③ 道が設置する学校は、いじめが確認された場合には、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て対応すること。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援【波線部：衆議院附帯決議】
 - ・いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- ④ 道が設置する学校は、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずること。
- ⑤ 道が設置する学校は、いじめに関係した児童生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、情報を共有するなど必要な措置を講ずること。
- ⑥ 道が設置する学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察との連携を図ること。

(3) いじめを行った児童生徒への懲戒及び出席停止制度の適切な運用等

- ① 道が設置する学校の校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒への懲戒を加えること。
- ② 道は、市町村の教育委員会が、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずることができるように取り組むこと。

(4) 学校間の連携協力

道は、市町村、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても適切な対応を行うため、学校相互間の連携協力体制を整備すること。

(5) 学校間の引継ぎ

道は、市町村、学校法人等と連携し、指導上配慮をする児童生徒の進学や転学等に際し、学校間の引継ぎが適切に行われるよう、必要な措置を講ずること。

(6) 大学等との連携

- ① 道は、大学や民間団体等と連携し、教職員研修の充実や共同研究等に取り組むとともに、道内外の先進的な取組に係る情報収集を行うこと。
- ② 道は、大学において行われる教員の養成に対して、大学の求めに応じて協力するとともに、必要な要請を行うこと。
- ③ 道は、大学や民間団体等と連携し、いじめの防止等に係る教職員の積極的な研究活動を促進すること。

(7) 点検・評価の実施及び不断の見直し

道は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行うこと。

5 重大事態への対処

(1) 道、学校による対処

- ① 道又はその設置する学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施すること。
- ② 道は、①の調査を行うに当たっては、必要に応じて第三者の参画を得ること。
- ③ 道又はその設置する学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供すること。

④ 道はその設置する学校が①の調査を行う場合は、必要な指導及び支援を行うこと。

(2) 道が設置する学校に係る対処

- ① 道が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、知事へ報告すること。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、(1)の①による調査の結果について調査を行うことができること。
- ③ 知事は、②の調査の結果を議会に報告すること。
- ④ 知事及び教育委員会は、②の調査の結果を踏まえ、重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずること。

(3) 私立の学校に係る対処

- ① 学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した場合には、知事へ報告すること。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、第三者の参画を得た組織を設ける等の方法により、調査を行うことができること。
- ③ 知事は、②の調査の結果を踏まえ、学校法人又はその設置する学校が重大事態の発生の防止等のために必要な措置を講ずることができるように、必要な措置を講ずること。

6 雜則

(1) 学校評価における留意事項

道は、いじめの事実が隠蔽されること等がないよう、学校評価において、いじめの防止等の取組について適正に評価が行われるために必要な措置を講ずること。

※ その他条例全体を通じて、本道のいじめ防止等の対策に係る重要事項や、法で市町村や市町村が設置する学校に義務又は努力義務が課せられている事項等が、地域の実態に応じて適切に実施されるよう、道の指導、助言又は援助に関する規定を整備する。

※ なお、今後、具体的な条文化に当たって、道庁法制文書課の条文審査を受ける過程において、法制的な観点から個別の条文及び文言が変更になる場合がある。